

延岡市かわまち広場条例

平成 29 年9月 20 日

条例第 36 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の2の規定に基づき、延岡市かわまち広場(以下「かわまち広場」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 大瀬川左岸の河川空間を利用し、東九州バスク化構想(本市が佐伯市と連携して取り組む「食」をテーマとした地方創生を目指す地域づくりに関する構想をいう。)の「食」の拠点施設として、300 年以上続く伝統漁法の鮎やなで獲れる鮎をはじめとする、本市の豊かな川の幸、海の幸及び山の幸を活かした食事の提供等を行うことによって観光振興等による地域の活性化を図るとともに、市民間の交流の促進、市民の健康増進及び市民の河川への理解を深め郷土の自然を愛する心を育むことを目的として、延岡市大貫町三丁目の大瀬大橋下流河川敷地にかわまち広場を設置する。

2 かわまち広場に次に掲げる施設を置く。

(1) かわまち交流館

ア 大広間

イ 1階窓際席

ウ 厨房

エ 2階広間

(2) 河川広場

ア かわまち交流広場

イ かわまち緑地広場

(かわまち広場の管理)

第3条 かわまち広場の管理は、法第 244 条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例(平成 15 年条例第 33 号)に定めるもののほか、市長が別に定める。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務(第 18 条において「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) かわまち交流館及び河川広場(以下「かわまち広場の施設」という。)の使用の許可、使用の許可の取消しその他かわまち広場の施設の使用に関する業務
- (2) かわまち広場の施設の利用料金の徴収及び還付に関する業務
- (3) 東九州バス化構想に基づくかわまち広場の施設の利用促進に関する業務
- (4) かわまち交流館において、鮎やなで獲れた鮎を使用した料理等を提供する事業者の募集に関する業務
- (5) かわまち広場の施設を活用した観光振興に関する業務
- (6) かわまち広場の維持管理に関する業務
- (7) 防火及び防災対策等の安全管理に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める業務

(使用許可)

第5条 次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) かわまち交流館を使用すること。
- (2) 河川広場において、販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 河川広場において、業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 河川広場において、興行を行うこと。
- (5) 河川広場において、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が第2条に規定する目的の達成に資するものであると認められ、かつ、公衆による河川広場の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、用途を特定して、使用許可を与えることができる。

3 指定管理者は、かわまち広場の施設の管理上必要な範囲内で使用許可に条件を付することができる。

- 4 使用許可の期間は、3か月を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 かわまち広場の施設に設備を付加し、又はかわまち広場の施設の備品以外の器具を搬入し、若しくは使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第6条 指定管理者は、かわまち広場の施設の使用の目的又は態様が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、かわまち広場の施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) かわまち広場の施設、附帯設備等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他かわまち広場の管理又は運営に支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、かわまち広場の管理又は運営上やむを得ない理由があるとき。

- 2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止によって使用者が受けた損害については、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、かわまち広場の施設を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、指定管理者が指示した事項を厳守しなければならない。

(行為の禁止)

第10条 河川広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5条の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 河川広場を毀損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 火器使用等により河川広場に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (9) 河川広場をその用途外に使用すること。

(利用料金)

第11条 使用者は、使用開始日の前日までに、別表第1に定める場合は利用料金のうち基本料金を、別表第2から別表第4までに定める場合は利用料金の全額を、指定管理者に支払わなければならない。

- 2 使用者は、別表第1に定める場合の利用料金のうち基本料金を超える額については、指定管理者が定める期日までに指定管理者に支払わなければならない。
- 3 利用料金は、別表第1から別表第4までに定める額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりかわまち広場の施設を使用することができないときは、その一部又は全部を還付することができる。

(休館日)

第14条 かわまち交流館の休館日は、12月31日及び1月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。

(開館時間)

第15条 かわまち交流館の開館時間は、午前8時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、かわまち広場の施設の使用が終了したとき又は第7条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の停止を命じられたときは、直ちに自己の負担で器具、設備等を撤去し、かわまち広場の施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第17条 かわまち広場を使用する者は、その責めに帰すべき理由によりかわまち広場の施設、附帯設備等に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、管理業務により取得した個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理業務に従事している者又は従事していた者は、管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、かわまち広場の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月30日までの間において、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、第3条の規定による指定管理者の指定に関し、必要な準備行為をすることができる。

別表第1(第11条関係)

かわまち交流館を使用する場合(有料で食事の提供をする場合又は食品の販売をする場合に限る。)

使用期間	利用料金(1日当たり)
10月1日から12月の最初の日曜日までの期間	売上額に100分の18.4を乗じて得た額(当該額が基本料金130,000円に達しない場合は、130,000円)
上記以外の期間	売上額に100分の7を乗じて得た額(当該額が基本料金5,000円に達しない場合は、5,000円)

備考 使用者は、10月1日から12月の最初の日曜日までの期間の使用については、利用料金のほか、電気料金、ガス料金及び水道料金相当額の実費を負担するものとする。

別表第2(第11条関係)

かわまち交流館を使用する場合(別表第1に定める場合を除く。)

使用施設	利用料金	冷暖房設備利用料金
	(1時間当たり)	(1時間当たり)
大広間	700円	200円
1階窓際席	500円	200円
厨房	700円	200円
2階広間	700円	200円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間が1時間を超えたときは1時間未満の端数を1時間として、利用料金の額を計算する。

別表第3(第 11 条関係)

かわまち交流館の附属設備を使用する場合(厨房を使用しない場合に限る。)

使用設備	利用料金(1時間当たり)	
冷蔵庫	1台につき	100 円
冷凍庫	1台につき	100 円

備考 厨房の利用者がいる場合は、附属設備を使用することはできない。

別表第4(第 11 条関係)

河川広場を使用する場合

使用の態様	利用料金(1日当たり)	
販売	4平方メートルにつき	150 円
興行	1平方メートルにつき	5円
競技会、展示会その他の行為	1平方メートルにつき	2円